

# 群馬大学情報学部広報室規程

令和3年4月1日 制定

## (設置)

第1条 群馬大学情報学部に、戦略的な広報活動を行うために、群馬大学情報学部広報室（以下「広報室」という。）を置く。

## (業務)

第2条 広報室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報（学部及び研究科の入試広報を含む。）に関する基本的方策に関すること。
- (2) 広報紙の発行に関すること。
- (3) ホームページに関すること。
- (4) 新聞報道等に関すること。
- (5) その他広報活動に関すること。

## (組織)

第3条 広報室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名し、教授会の承認を得た室長 1人
- (2) 教授会で選出された教員 4人
- (3) 事務長

2 学部長が必要と認めたときは、前項以外の者を委員に加えることができる。

## (任期)

第4条 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (室長及び副室長)

第5条 室長は、会議を招集し、その議長なる。

- 2 広報室に副室長を置き、室員の互選により定める。
- 3 室長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。

## (事務)

第6条 広報室の事務は、事務部において処理する。

## (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

## 附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。